

精神障害者保健福祉手帳の手続き

持ち物	手続き	新規	更新 ※有効期間の3カ月前から できます	再交付 (破損・紛失)	住所変更	返還 (死亡等)
申請書		交付申請書	・交付申請書 ・年金証書等の写しにより 手続きする場合の同意書	再交付申請書	記載事項 変更届	返還届
写真 (縦4cm×横3cmの脱帽、上半身のもので、原則1年以内に撮影されたもの。カラー・白黒ともに可能。ポラロイド写真は不可。印画紙または写真専用紙は可。) ※写真つきの手帳が不要な場合は、持参不要です。		△	△ ※手帳の有効期限欄に期限を記載する欄が残っている場合は不要です。	△		
個人番号カードまたは通知カード		○	○	○	○	
精神障害者保健福祉手帳用診断書 ※診断書作成日から概ね3カ月以内のもの または 障害年金証書(精神障がいを事由に支給されているもの)と直近の振込通知書等 ※振込通知書がない場合は、年金が入金されている通帳(記帳済みのもの)でも可。		○	○			
身元確認書類 (顔写真つきのもの1つか、顔写真なしのもの2つ)		○	○	○		
精神障害者保健福祉手帳			○	○	○	○

○・・・必須 △・・・どちらでもよい